

事務局 長  
医学教育部 長  
病院 長  
教務部 長 殿  
学生部 長  
図書館 長  
防衛医学研究センター長  
高等看護学院 長

防衛医科大学校長

防衛医科大学校の電子計算機及び可搬記憶媒体等の  
取扱いについて（通達）

改正 平成26年 8月 7日  
令和 3年 3月30日  
令和 5年 6月30日

標記について、防衛医科大学校の情報保証に関する達（平成19年防衛医科大学校達9号。以下「達」という。）第27条に基づき、下記のとおり定め、平成26年7月1日から施行することとしたので管下の職員に周知せられこの実施に遺漏無きよう期せられたい。

なお、防医総総第2041号（19.12.28）は廃止する。

記

1 目的

この通達は、防衛医科大学校の電子計算機及び可搬記憶媒体等を適正かつ効率的に取扱うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この通達において、使用する用語の意義は、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「訓令」という。）、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19.9.20。以下「運用通達」という。）及び達に定めるところによる。

3 電子計算機の登録

部隊等情報保証責任者は、電子計算機について、別紙様式第1に示す「電子計算機

管理簿」で管理し、その管理簿の写しを情報システム情報保証責任者に提出するものとする。

#### 4 電子計算機の盗難防止

- (1) 部隊等情報保証責任者は、可搬型の電子計算機（小型及び軽量型のものを含む。）については、ワイヤーで机等に固定の上当該ワイヤーを施錠し別紙様式第2に示す「電子計算機ワイヤー鍵一覧表」に記録の上管理するものとする。ただし、ワイヤーで机等に固定することが困難な場合には、電子計算機を使用しないときにロッカー等に保管の上これを施錠するものとする。
- (2) 前号において使用するワイヤー又はロッカー等の鍵は、部隊等情報保証責任者又は部隊等情報保証責任者補助者が管理するものとする。
- (3) 前2号に規定するもののほか、部隊等情報保証責任者は、電子計算機を設置している事務室等に職員がいない場合には事務室等を施錠すること等により、電子計算機の盗難を防止するための措置を講じなければならない。

#### 5 電子計算機の職場からの持ち出しについて

- (1) 職員は、電子計算機を職場から持ち出す場合には、持ち出しの都度、情報システム情報保証責任者の許可を得なければならない。
- (2) 情報システム情報保証責任者は、職員から電子計算機の職場からの持ち出しについて許可を求められた場合には、当該電子計算機を持ち出し先でインターネットに接続しないことを確認すること、当該電子計算機を持ち出し先でインターネットに接続する場合には、当該電子計算機の内蔵ハードディスクに持ち出し先で業務上必要となる電子計算機情報以外の電子計算機情報が保存されていないことを確認すること等により、情報保証を確保するために必要な措置の実施を確認しない限り、当該電子計算機の持ち出しを許可してはならない。
- (3) 情報システム情報保証責任者は、電子計算機の持ち出しを許可した場合には、別紙様式第3「電子計算機持出し記録簿」に記録することにより、適切に管理しなければならない。
- (4) 職員は、電子計算機の持ち出し先で盗難防止に努めなければならない。なお、USBトークンを持ち出した場合も同様とする。

#### 6 職員の私有機器の使用等について

- (1) 部隊等情報保証責任者は、職員から私有機器で業務用データを取扱っていない旨の誓約書を提出させ、保管するものとする。また、転入者があった場合はその都度、誓約書を提出させるものとする。
- (2) 誓約書の様式は別紙様式第4のとおりとする。
- (3) 防衛医科大学校学生（医学研究科学生を除く。以下、「学生」という。）の私有パソコンは、情報保証責任者が別に示す学修場所において使用することができるものとする。
- (4) 学生は、学修場所に私有パソコンを持込む必要がある場合は、別紙様式第5に

より部隊等情報保証責任者の許可を得るものとする。

- (5) 部隊等情報保証責任者は、前号の許可を求められた場合には、当該私有パソコンに業務用データが保存されていないことを確認するとともに、情報流出防止に関する教育等により情報保証を確保するために必要な措置を確認しない限り、私有パソコンの持込みを許可してはならない。

**付 則**

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則**

この通達は、令和5年7月1日から施行する。





## 電子計算機持出し記録簿

申請 年月日	課室等名	端末登録番号	USB トークンの 有無	USB トークン 番号	使用者名	持出し期間	持出し先	目的 (内容等)	目的以外の データの有無	返却日
			有・無						有・無	
			有・無						有・無	
			有・無						有・無	
			有・無						有・無	
			有・無						有・無	
			有・無						有・無	
			有・無						有・無	
			有・無						有・無	

※ USBトークンが有の場合は、USBトークン番号を記入

## 誓 約 書

私は、現在、私有パソコンや私有可搬記憶媒体等により、業務用データを取り扱っていません。

また、防衛省職員としての職務を自覚し、その役割を果たすとともに、情報保証に関する規則を遵守し、情報流出防止のための措置をとることに努め、決して業務用データの流出をおこさないことを誓います。

(西暦)            年        月        日

所属    防衛医科大学校

氏名

